

。電気通信事業法施行令（昭和六十年四月一日政令第七十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（指定認定機関に係る指定の有効期間） 第一条 電気通信事業法（以下「法」という。）第六十九条の二第一項の政令で定める期間は、五年とする。 （使用権の設定できない土地等） 第二条 法第七十三条第一項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 漁港法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第三十九条に規定する漁港の区域内の公共空地の土地（行政財産であるものを除く。次条において同じ。） 二 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項に規定する港湾区域内の公共空地（行政財産であるものを除く。次条において同じ。） 三 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づき施設及び区域並びに日本国における合衆国	

軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和二十七年法律第百十号）第二条に基づきアメリカ合衆国の軍隊の用に供する国有の財産

四 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路（同法第九十一条第二項に規定する道路予定区域を含み、行政財産であるものを除く。）

五 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園（同法第二十三条第三項に規定する公園予定地及び予定公園施設を含み、行政財産であるものを除く。次条において同じ。）

六 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項に規定する海岸保全区域内の土地及び一般公共海岸区域内の土地

七 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道の排水施設、同条第四号に規定する流域下水道の排水施設及び同条第五号に規定する都市下水路の排水施設（行政財産であるものを除く。次条において同じ。）

八 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項に規定する河川区域内の土地（同法第五十八条の規定により河川区域内の土地とみなされる河川予定地内の土地を含み、同法第七条に規定する河川管理者以外の者がその権原に基づき

管理する土地及び行政財産である土地を除く。）

九 国有財産法（昭和二十七年法律第七十三号）第三条第三項に規定する普通財産であつて、地方公共団体において公用又は公共用に供するため当該地方公共団体に貸し付けられ、又は貸付以外の方法により使用させているもの（前各号までのいずれかに該当するものを除く。）

十 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条第四項に規定する普通財産であつて、他の地方公共団体において公用又は公共用に供するため当該地方公共団体に貸し付けられ、又は貸付以外の方法により使用させているもの（第一号から第八号までのいずれかに該当するものを除く。）

（行政財産等を管理する者等）

第三条 法第七十三条第四項の政令で定める者は、次に掲げる行政財産等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 国有財産法第二条第二項に規定する行政財産（第三号から第十二号までのいずれかに該当するものを除く。） 当該行政財産を所管する各省各庁の長（同法第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。ただし、同法第九条第一項の規定に

より、その所管に属する国有財産に関する事務の一部を部局等の長に分掌させた場合には、当該部局等の長をいう。）

二 地方自治法第二百三十八条第三項に規定する行政財産（第三号から第十二号のいずれかに該当するものを除く。）当該行政財産を所有する普通地方公共団体の長

三 漁港の区域内の公共空地の土地 漁港管理者（漁港法第二十五条の規定により決定された地方公共団体をいう。）

四 港湾区域内の公共空地 港湾管理者（港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。）

五 道路（道路法第三条第一号に規定する高速自動車国道を除く。） 道路管理者（同法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。ただし、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十七条第一項に規定する公団等の管理する一般国道等にあつては、それぞれ日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団又は地方道路公社をいう。）

六 道路（高速自動車国道に限る。） 国土交通大臣（道路整備特別措置法第十六条の二第一項に規定する日本道路公団の管理する高速自動車国道にあつては、日本道路公団）

七 都市公園 公園管理者（都市公園法第五条第一項に規定す

る公園管理者をいう。)

八 海岸保全区域内の土地及び一般公共海岸区域内の土地 海岸管理者(海岸法第二条第三項に規定する海岸管理者をいう。)

九 公共下水道の排水施設 公共下水道管理者(下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいう。)

十 流域下水道の排水施設 流域下水道管理者(下水道法第二十五条の三に規定する流域下水道管理者をいう。)

十一 都市下水路の排水施設 都市下水路管理者(下水道法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。)

十二 河川区域内の土地 河川管理者(河川法第七条に規定する河川管理者をいう。)

十三 前条第九号に規定する普通財産 財務大臣(国有財産法第九条第一項の規定により、その所管に属する国有財産に関する事務の一部を部局等の長に分掌させた場合には、当該部局等の長をいう。)

十四 前条第十号に規定する普通財産 当該普通財産を所有する普通地方公共団体の長

(土地等の使用の対価の額の基準)

第四条 法第七十七条第二項第五号の対価の額の基準は、別表第一のとおりとする。

(保護区域内の禁止漁業等)

第五条 (略)

2 法第八十六条第四項ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合(これらの場合における行為が河川等の水面を占用して船舶をびよう泊させ、又は土砂を掘採するものである場合に限る。)において、水底線路の保護に支障がなく、かつ、やむを得ない事情があるときとする。

一 (略)

二 国、漁港の所在地の地方公共団体若しくは漁港を地区内に有する水産業協同組合が漁港法第四条に規定する漁港修築事業を施行する場合、同法第三十四条第一項の規定による漁港管理規程に基づく行為を行う場合又は同法第三十九条第一項若しくは第三十九条の二第一項若しくは第二項の規定による許可その他の処分を受けた者若しくは同法第三十九条第四項の規定による協議をした者が当該許可等に基づく行為を行う場合

(土地等の使用の対価の額の基準)

第一条 電気通信事業法(以下「法」という。) 第七十七条第二項第五号の対価の額の基準は、別表第一のとおりとする。

(保護区域内の禁止漁業等)

第二条 (略)

2 法第八十六条第四項ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合(これらの場合における行為が河川等の水面を占用して船舶をびよう泊させ、又は土砂を掘採するものである場合に限る。)において、水底線路の保護に支障がなく、かつ、やむを得ない事情があるときとする。

一 (略)

二 国、漁港の所在地の地方公共団体若しくは漁港を地区内に有する水産業協同組合が漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)第四条に規定する漁港修築事業を施行する場合、同法第三十四条第一項の規定による漁港管理規程に基づく行為を行う場合又は同法第三十九条第一項若しくは第三十九条の二第一項若しくは第二項の規定による許可その他の処分を受けた者若しくは同法第三十九条第四項の規定による協議をした者が当該許可等に基づく行為を行う場合

三 海岸法第七条第一項、第八条第一項、第十二条第一項若しくは第二項、第十三条第一項若しくは第二十一条第一項若しくは第二項の規定による許可その他の処分を受けた者又は同法第十条第二項若しくは第十三条第二項の規定による協議をした者が当該許可等に基づく行為を行う場合

四・五 (略)

六 国土交通大臣若しくは港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者が同条第七項に規定する港湾工事を施行する場合、国土交通大臣が同条第八項に規定する開発保全航路の開発若しくは保全に関する工事を施行する場合又は同法第三十七条第一項、第四十三条の八第二項若しくは第五十六条第一項の規定による許可を受けた者（同法第三十七条第三項（同法第四十三条の八第四項及び第五十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられたこれらの規定による協議をした者を含む。）若しくは同法第五十六条の四第一項の規定による命令を受けた者が当該許可等に基づく行為を行う場合

七 (略)

八 道路法第二条第一項に規定する道路の管理者が道路の管理

三 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第七条第一項、第八条第一項、第十二条第一項若しくは第二項、第十三条第一項若しくは第二十一条第一項若しくは第二項の規定による許可その他の処分を受けた者又は同法第十条第二項若しくは第十三条第二項の規定による協議をした者が当該許可等に基づく行為を行う場合

四・五 (略)

六 国土交通大臣若しくは港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する港湾管理者が同条第七項に規定する港湾工事を施行する場合、国土交通大臣が同条第八項に規定する開発保全航路の開発若しくは保全に関する工事を施行する場合又は同法第三十七条第一項、第四十三条の八第二項若しくは第五十六条第一項の規定による許可を受けた者（同法第三十七条第三項（同法第四十三条の八第四項及び第五十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられたこれらの規定による協議をした者を含む。）若しくは同法第五十六条の四第一項の規定による命令を受けた者が当該許可等に基づく行為を行う場合

七 (略)

八 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規

を行う場合又は同法第二十一条、第二十二条第一項、第二十四条若しくは第七十一条第一項若しくは第二項の規定による命令その他の処分を受けた者が当該命令等に基づく行為を行う場合

九 河川法第二十四条から第二十七条まで又は第七十五条の規定による許可その他の処分を受けた者が当該許可等に基づく行為を行う場合

十 (略)

(関係行政機関の長との協議等)

第六条 (略)

2 (略)

3 法第九十三条の政令で定める届出は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 法第三十一条の四第九項の規定に基づく届出

四 法第三十八条の四第一項の規定に基づく届出(一般第二種電気通信事業者に関するもの及び国内特別第二種電気通信事業者相互間に関するものに限る。)

五 法第三十九条の三第五項の規定に基づく届出

定する道路の管理者が道路の管理を行う場合又は同法第二十一条、第二十二条第一項、第二十四条若しくは第七十一条第一項若しくは第二項の規定による命令その他の処分を受けた者が当該命令等に基づく行為を行う場合

九 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第二十四条から第二十七条まで又は第七十五条の規定による許可その他の処分を受けた者が当該許可等に基づく行為を行う場合

十 (略)

(関係行政機関の長との協議等)

第三条 (略)

2 (略)

3 法第九十三条の政令で定める届出は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 法第三十一条の四第五項の規定に基づく届出

四 法第三十八条の三第五項の規定に基づく届出

五 法第三十九条の三第四項の規定に基づく届出

4・5 (略)

(あつせん等の対象となる協定等)

第七条 法第八十八条の第十五第一項の政令で定める協定又は契約は、次に掲げるものとする。

一 電気通信回線設備との接続に必要な電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用又は情報の提供に関する協定又は契約

二 電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ又は代理その他業務の委託に関する協定又は契約

三 前二号に掲げるもののほか、電気通信役務の円滑な提供の確保のための発電設備その他の設備の利用又は運用に関する協定又は契約

(審議会等で政令で定めるもの)

第八条 法第九十四条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信審議会とする。

(手数料)

第九条 (略)

4・5 (略)

(手数料)

第四条 (略)

別表第一
(第四条關係)

別表第二
(第九条關係)

別表第一
(第一条關係)

別表第二
(第四条關係)